

淡路広域水道企業団議会定例会の回数を定める 条例

昭和57年2月26日

条 例 第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定に基づく淡路広域水道企業団議会の定例会の回数は、毎年2回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。